

令和7年度

七里御浜国有林879と林小班外修景作業

閲覧図書

- 1 入札者注意書
- 2 修景作業請負契約書(案)
- 3 現況写真
- 4 契約情報の公表様式

三重森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

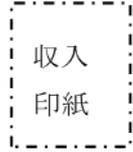
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

修景作業請負契約書（案）



- 1 事業名 七里御浜国有林 879 と林小班外修景作業
- 2 事業場所 三重県南牟婁郡御浜町 七里御浜国有林 879 と林小班外（別紙図面のとおりに）
- 3 事業量 修景作業（枝の伐採） 155 本（対象立木の本数）
修景作業（立木の伐採） 9 本

- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和 8 年 3 月 13 日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおりに

- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税」という。）
金 円也)

〔注〕「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、請負金額に 10/110 を乗じて得た額である。

() の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品	第 15 条
×	前金払い	分の 以内 第 35 条第 1 項
×	中間前金払い	第 35 条第 4 項
×	部分払	回以内 第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐採した幹や枝の持ち出しを禁止する。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年7月25日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 三重県亀山市本町1丁目7-13

氏 名 分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 伊藤 公夫 印

請負者 住 所

氏 名 印

(注) 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請

負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙)

事業内訳書

作業種	作業期間	国有林	林小班	記番	数量		備考
					本数(本)	材積 (m ³)	
修景作業 (枝の伐採)	契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月13日 (※)	七里御浜	879と	1	23	0.90	本数は対象木の本数 材積は枝条材積
			880い	2	62	3.80	
			883い1	3	70	2.47	
計					155	7.17	
修景作業 (立木の伐採)	契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月13日 (※)	七里御浜	880い	1	7	2.01	材積は枝条材積 を含む
			883い1	2	2	0.78	
計					9	2.79	

※ 公道によっては道路管理者において通行規制を認められない工事抑制期間が設定されているため、公道の通行規制が必要な作業を行う場合は、この抑制期間に留意のうえ、作業を完了させること。

修景作業対象木一覧

※枝の伐採%：樹冠に占める枝払いの割合を示す

番号	樹種	胸高直径	枝の伐採	立木の伐採	集積	車線等の規制	林小班
黄841	広葉樹	32	50%	-	○	全面通行規制	879と
黄842	広葉樹	38	60%	-	○	全面通行規制	
黄843	広葉樹	24	50%	-	○	全面通行規制	
黄844	広葉樹	12	40%	-	○	全面通行規制	
黄845	広葉樹	38	40%	-	○	全面通行規制	
黄846	広葉樹	14	40%	-	○	全面通行規制	
黄847	広葉樹	16	50%	-	○	全面通行規制	
黄848	広葉樹	28	70%	-	○	全面通行規制	
黄849	広葉樹	20	70%	-	○	全面通行規制	
黄850	広葉樹	22	70%	-	○	全面通行規制	
黄851	広葉樹	26	50%	-	○	全面通行規制	
黄852	広葉樹	62	70%	-	○	全面通行規制	
黄853	広葉樹	56	70%	-	○	全面通行規制	
黄854	広葉樹	44	60%	-	○	全面通行規制	
黄855	広葉樹	22	40%	-	○	全面通行規制	
黄856	広葉樹	58	60%	-	○	全面通行規制	
黄857	広葉樹	12	50%	-	○	全面通行規制	
黄858	広葉樹	66	60%	-	○	全面通行規制	
黄859	広葉樹	10	50%	-	○	全面通行規制	
黄860	広葉樹	24	50%	-	○	全面通行規制	
黄861	広葉樹	22	50%	-	○	全面通行規制	
黄862	広葉樹	20	50%	-	○	全面通行規制	
黄863	広葉樹	20	40%	-	○	全面通行規制	
黄771	広葉樹	42	50%	-	○	片側交互規制	
黄772	広葉樹	28	50%	-	○	片側交互規制	
黄773	広葉樹	48	30%	-	○	片側交互規制	
黄774	広葉樹	30	30%	-	○	片側交互規制	
黄775	広葉樹	28	30%	-	○	片側交互規制	
黄776	広葉樹	30	50%	-	○	片側交互規制	
黄777	広葉樹	48	50%	-	○	片側交互規制	
黄778	広葉樹	40	50%	-	○	片側交互規制	
黄779	広葉樹	52	70%	-	○	片側交互規制	
黄780	広葉樹	28	50%	-	○	片側交互規制	
黄781	広葉樹	44	50%	-	○	片側交互規制	
黄782	広葉樹	38	30%	-	○	片側交互規制	
黄783	広葉樹	66	60%	-	○	片側交互規制	
黄784	広葉樹	62	60%	-	○	片側交互規制	
黄785	広葉樹	52	60%	-	○	片側交互規制	
黄786	広葉樹	50	60%	-	○	片側交互規制	
黄787	広葉樹	100	60%	-	○	片側交互規制	
黄788	広葉樹	68	60%	-	○	片側交互規制	
黄789	広葉樹	14	50%	-	○	片側交互規制	
黄790	広葉樹	10	50%	-	○	片側交互規制	
黄791	広葉樹	10	50%	-	○	片側交互規制	

番号	樹種	胸高直径	枝の伐採	立木の伐採	集積	車線等の規制	林小班
黄792	広葉樹	36	50%	-	○	片側交互規制	880㍿
黄793	広葉樹	16	80%	-	○	片側交互規制	
黄794	広葉樹	44	60%	-	○	片側交互規制	
黄795	広葉樹	54	40%	-	○	片側交互規制	
黄796	広葉樹	14	50%	-	○	片側交互規制	
黄797	広葉樹	24	40%	-	○	片側交互規制	
黄798	広葉樹	50	60%	-	○	片側交互規制	
黄799	広葉樹	54	40%	-	○	片側交互規制	
黄800	広葉樹	44	50%	-	○	片側交互規制	
黄801	広葉樹	64	60%	-	○	片側交互規制	
黄802	広葉樹	54	60%	-	○	片側交互規制	
黄803	広葉樹	48	60%	-	○	片側交互規制	
黄804	広葉樹	32	40%	-	○	片側交互規制	
黄805	広葉樹	50	50%	-	○	片側交互規制	
黄806	広葉樹	34	50%	-	○	片側交互規制	
黄807	広葉樹	42	40%	-	○	片側交互規制	
黄808	広葉樹	52	40%	-	○	片側交互規制	
黄809	広葉樹	30	40%	-	○	片側交互規制	
黄810	広葉樹	56	50%	-	○	片側交互規制	
黄812	広葉樹	26	50%	-	○	片側交互規制	
黄814	広葉樹	44	60%	-	○	片側交互規制	
黄815	広葉樹	32	30%	-	○	片側交互規制	
黄816	広葉樹	56	60%	-	○	片側交互規制	
黄817	広葉樹	60	60%	-	○	片側交互規制	
黄818	広葉樹	48	30%	-	○	片側交互規制	
黄819	広葉樹	68	50%	-	○	片側交互規制	
黄820	広葉樹	44	60%	-	○	片側交互規制	
黄821	広葉樹	24	50%	-	○	片側交互規制	
黄822	広葉樹	40	50%	-	○	片側交互規制	
黄823	広葉樹	28	60%	-	○	片側交互規制	
黄824	広葉樹	54	60%	-	○	片側交互規制	
黄825	広葉樹	26	60%	-	○	片側交互規制	
黄826	広葉樹	20	50%	-	○	片側交互規制	
黄827	広葉樹	36	60%	-	○	片側交互規制	
黄828	広葉樹	46	60%	-	○	片側交互規制	
黄829	広葉樹	52	40%	-	○	片側交互規制	
黄830	広葉樹	32	40%	-	○	片側交互規制	
黄831	広葉樹	32	40%	-	○	片側交互規制	
黄832	広葉樹	30	40%	-	○	片側交互規制	
黄833	広葉樹	28	40%	-	○	片側交互規制	
黄834	広葉樹	54	70%	-	○	片側交互規制	
黄811	広葉樹	22		○	○	片側交互規制	
黄813	広葉樹	40		○	○	片側交互規制	
黄835	広葉樹	18		○	○	片側交互規制	
黄836	広葉樹	22		○	○	片側交互規制	
黄837	広葉樹	14		○	○	片側交互規制	
黄838	広葉樹	16		○	○	片側交互規制	
黄839	広葉樹	28		○	○	片側交互規制	
黄541	広葉樹	44	50%	-	○	片側交互規制	883㍿1
黄542	広葉樹	24	50%	-	○	片側交互規制	
黄543	広葉樹	38	50%	-	○	片側交互規制	
黄544	広葉樹	42	50%	-	○	片側交互規制	
黄545	広葉樹	12	30%	-	○	片側交互規制	
黄546	広葉樹	18	50%	-	○	片側交互規制	
黄547	広葉樹	16	50%	-	○	片側交互規制	
黄548	広葉樹	34	50%	-	○	片側交互規制	
黄549	広葉樹	16	60%	-	○	片側交互規制	
黄550	広葉樹	48	70%	-	○	片側交互規制	
黄551	広葉樹	24	60%	-	○	片側交互規制	

番号	樹種	胸高直径	枝の伐採	立木の伐採	集積	車線等の規制	林小班
黄552	広葉樹	20	60%	-	○	片側交互規制	883㉿1
黄553	広葉樹	52	60%	-	○	片側交互規制	
黄554	広葉樹	36	70%	-	○	片側交互規制	
黄555	広葉樹	30	40%	-	○	片側交互規制	
黄556	広葉樹	18	70%	-	○	片側交互規制	
黄557	広葉樹	22	70%	-	○	片側交互規制	
黄558	広葉樹	68	70%	-	○	片側交互規制	
黄559	広葉樹	60	60%	-	○	片側交互規制	
黄560	広葉樹	30	60%	-	○	片側交互規制	
黄561	広葉樹	30	60%	-	○	片側交互規制	
黄562	広葉樹	24	60%	-	○	片側交互規制	
黄563	広葉樹	22	40%	-	○	片側交互規制	
黄564	広葉樹	40	60%	-	○	片側交互規制	
黄565	広葉樹	38	40%	-	○	片側交互規制	
黄566	広葉樹	18	50%	-	○	片側交互規制	
黄567	広葉樹	26	50%	-	○	片側交互規制	
黄568	広葉樹	18	50%	-	○	片側交互規制	
黄569	広葉樹	20	50%	-	○	片側交互規制	
黄570	広葉樹	32	50%	-	○	片側交互規制	
黄571	広葉樹	18	60%	-	○	片側交互規制	
黄572	広葉樹	32	60%	-	○	片側交互規制	
黄573	広葉樹	20	60%	-	○	片側交互規制	
黄574	広葉樹	64	60%	-	○	片側交互規制	
黄575	広葉樹	52	60%	-	○	片側交互規制	
黄576	広葉樹	46	40%	-	○	片側交互規制	
黄577	広葉樹	20	70%	-	○	片側交互規制	
黄578	広葉樹	68	50%	-	○	路肩規制	
黄579	広葉樹	52	50%	-	○	路肩規制	
黄580	広葉樹	20	70%	-	○	路肩規制	
黄581	広葉樹	32	50%	-	○	路肩規制	
黄582	広葉樹	30	50%	-	○	路肩規制	
黄583	広葉樹	32	60%	-	○	路肩規制	
黄584	広葉樹	18	60%	-	○	路肩規制	
黄585	広葉樹	16	80%	-	○	路肩規制	
黄586	広葉樹	14	70%	-	○	路肩規制	
黄587	広葉樹	26	60%	-	○	路肩規制	
黄588	広葉樹	30	70%	-	○	路肩規制	
黄589	広葉樹	34	70%	-	○	路肩規制	
黄590	広葉樹	54	50%	-	○	路肩規制	
黄591	広葉樹	64	60%	-	○	路肩規制	
黄592	広葉樹	36	40%	-	○	路肩規制	
黄593	広葉樹	34	40%	-	○	路肩規制	
黄594	広葉樹	24	30%	-	○	路肩規制	
黄595	広葉樹	28	30%	-	○	路肩規制	
黄596	広葉樹	42	30%	-	○	路肩規制	
黄597	広葉樹	44	30%	-	○	路肩規制	
黄598	広葉樹	36	50%	-	○	路肩規制	
黄599	広葉樹	20	30%	-	○	路肩規制	
黄600	広葉樹	22	30%	-	○	路肩規制	
黄601	広葉樹	10	30%	-	○	路肩規制	
黄602	広葉樹	12	30%	-	○	路肩規制	
黄603	広葉樹	30	30%	-	○	路肩規制	
黄604	広葉樹	20	70%	-	○	路肩規制	
黄605	広葉樹	54	50%	-	○	路肩規制	
黄606	広葉樹	18	30%	-	○	路肩規制	
黄607	広葉樹	14	30%	-	○	路肩規制	
黄608	広葉樹	14	30%	-	○	路肩規制	
黄609	広葉樹	24	30%	-	○	路肩規制	
黄610	広葉樹	16	30%	-	○	路肩規制	
黄891	広葉樹	32		○	○	片側交互規制	
黄892	広葉樹	28		○	○	片側交互規制	

作業仕様書総則

- 1 本事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、処理対象木をテープによって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名					事業場所					
発生日時	令和	年	月	日(曜日)	時	分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。									
被害状況	人的被害・物的被害を記載									
被災者	氏名		生年月日	年	月	日(歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先							経験年数		
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時			被災場所		
今後の対策										
所見・状況										

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

修景作業仕様書

(処理対象木の標示等)

- 1 テープ及び No テープ (別紙「修景作業対象木一覧」のとおり) により標示している。

(作業にあたっての事前準備等)

- 2 作業の実施において、国道、県道及び町道の通行規制が必要となるため、作業着手前に警察署等に必要に応じ説明すること。

また、道路管理者等に対し、次の(1)～(4)に示す手続きを全て請負者の負担において行うとともに、申請書及び許可書の写しを監督職員に提出すること。

なお、手続きに必要な具体的な資料については、道路管理者等へ問い合わせ、道路管理者等の指示に従うこと。

通行規制を行うにあたって、事前に周辺住民へ説明する必要があるときは、監督職員へ報告の上、誠意を持って対応すること。

- (1) 国道 42 号線の通行規制について

紀勢国道事務所熊野維持出張所へ「作業届」を 2 週間程度前までに提出すること。

また、リアルタイム路上工事に伴う ID 登録を行うこと。

- (2) 県道 35 号線の通行規制 (路肩規制も含む) について

三重県熊野建設事務所へ「道路交通障害報告」を 2 週間程度前までに提出すること。

- (3) 町道の通行規制について

御浜町役場へ「道路占用許可申請書」を提出すること。

- (4) (1)～(3)の通行規制の通行規制に係る道路使用許可について

紀宝警察署へ「道路使用許可申請書」を 1 週間程度前までに提出すること。なお申請手数料は 2,300 円であり、規制区域が連続しない場合はそれぞれの区域について申請及び申請手数料の支払いが必要となる。

- 3 県道 35 号線の一方通行区間においては、車線への規制は行わないものとする。ただし、やむを得ない事由により車線への規制が必要となる場合は事前に監督職員に協議し、監督職員の指示に従うこと。

- 4 鉄道駅付近で作業を行う場合は、列車の発着のない時間帯に作業を行い、駅利用客の安全に配慮すること。

バス停付近で作業を行う場合は、バス会社に作業開始の 1 週間程度前までに施工計画書を提出して説明するとともに、バス会社から指示があった場合は監督職員に報告のうえ、これに従うこと。

バス停付近で作業を行う際は、バスの運行に支障を生じさせないこと。また、バス利用客の安全の確保に細心の注意を払うこと。

- 5 看板の設置位置は、車道及び歩道の敷地外とし、国有林外に設置する場合は、請負者において土地所有者等から看板設置の承諾を受けること。また、地上物に看板を固定する際は、被覆盤線を用いるなどして地上物を損傷させないこと。

- 6 民有地境界付近の作業を行う場合や、作業区域として国有林外を使用する場合は、請負者において土地所有者等と調整を行い、承諾を受けること。

(修景作業の要領)

- 6 公道沿いの修景作業の際には、原則として高所作業車を用いて伐採を行うこととする。
なお、高所作業車の作業床高については、最大で22mを想定することとする。
- 7 枝の伐採は、国有林外に越境している又は越境するおそれのある枝について行うこととし、原則として分枝している枝の根元で切断すること。
ただし、これにより難い場合は監督職員の指示によることとする(別紙【図1】参照)。
- 8 公道沿い及び民有地境界付近の修景作業の際には、周囲への安全に配慮し、上部から適宜の長さで複数回に分けて枝又は幹を切断すること。
また、公道沿いで修景作業に当たる場合は、別紙「修景作業対象木一覧」の車線等規制欄に示す規制を行ったうえで、その規制中に作業を行うこと。
- 9 残存木の保護に万全を期すること。
- 10 枝の伐採は樹幹に傷をつけないよう丁寧に切断すること。
- 11 公道沿い及び民有地境界付近の修景作業は原則監督職員立会のもと実施するものとする。
- 12 立木の伐採を行う際は、伐倒方向に注意し、かかり木にならないように伐倒した木を完全に地面に接地させること。伐倒後は枝払いを行い、適宜の長さに枝又は幹を切断すること。
- 13 伐採の処理に伴い発生した切断された幹や枝は、国有林内に公道に対して垂直方向になるように集積すること。
なお、集積場所については、監督職員の指示に従うこと。

(作業中の安全対策等)

- 14 造林事業請負標準仕様書第5条に基づき、安全確保を行うこと。
- 15 その他作業中の安全対策等については、下記のとおり。
 - (1) 伐採作業の際には、作業区域周辺に入込者がいないことを確認して行うこと。
 - (2) 伐採した立木や枝条等が車両等他物件に対して損傷、又は人的被害を与えることのないように、安全対策を講じること。
 - (3) 当該国有林はレクリエーションの森であり、国有林への入込者が多いことから、伐採作業以外の作業中においても入込者の往来に十分注意するとともに、必要に応じて作業の一時中断、入込者の一時立入制限などの措置を講じること。
 - (4) クレーン等を使用する場合、アウトリガーの張り出しは、センターラインをはみ出さないようにすること。また、旋回が必要な場合は、交通誘導員を配置し、安全を確保するとともに、ブームがセンターラインを超えないようにすること。
 - (5) 労働安全衛生法令で定められた事項を遵守すること。

(その他)

- 16 作業期間中であっても、近隣の工事規制等の状況を勘案して、作業する日について調整を行

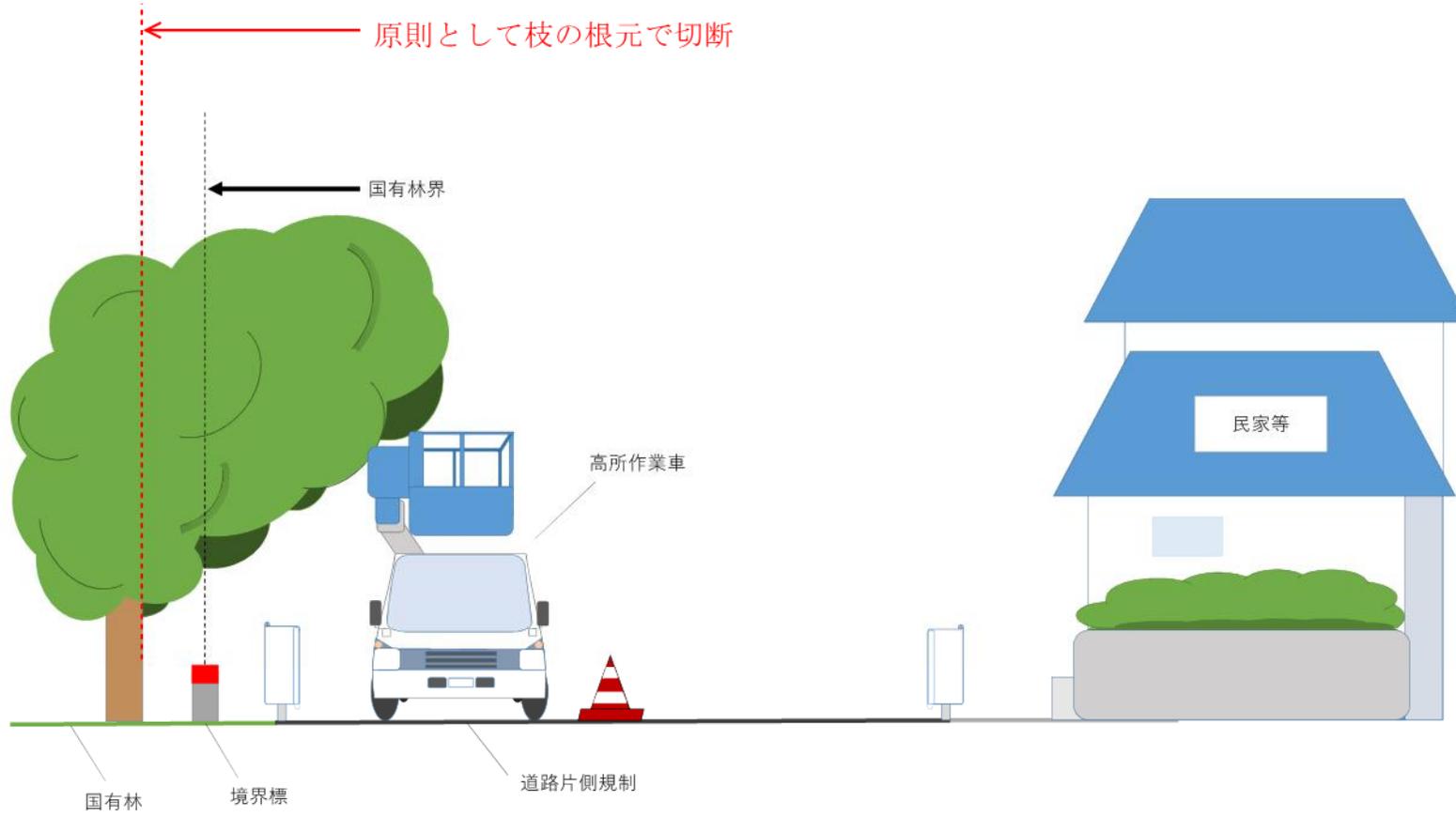
うこと。

17 他事業との調整等その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

18 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）対策として、山林での作業用の靴の履き分けや下山時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。

19 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置を踏まえ、契約約款第 20 条及び第 46 条に基づき事業を一時中止又は解除する可能性がある。

【図 1】



交通規制等特記仕様書

(交通規制について)

- 1 「修景作業対象木一覧」の車線等規制欄に示している片側交互通行規制について、その規制区間は、原則 100m から 150m を 1 区間とし、安全上支障のない範囲とする。
ただし、規制中に相当程度の渋滞が発生した場合など、状況に応じて監督職員は作業の一時中断及び交通規制の一時解除を指示できるものとする。
- 2 交差点を規制する場合であって、信号機を操作する必要がある場合は管轄警察署の指示を受けること。
- 3 公道の規制時間については、9：00 から 16：30 までとする。
ただし、交通の支障とならない看板の設置等については、上記の時間外でもできるものとする。

(交通誘導員等の配置について)

- 4 交通誘導員は、道路規制標準図を基に、次のとおり配置すること。
ただし、(1) について、道路規制標準図に記載のない交差点及び店舗の出入り口等安全上必要と判断される場所については、交通誘導員を適宜配置するものとする。
 - (1) 公道の片側交互通行規制又は路肩規制については、1 区間につき交通誘導員 A(※1)が 1 名、交通誘導員 B(※2)が 1 名の計 2 名を最低人数とする。
 - (2) 作業区域内の立入禁止規制を行う場合は、周囲の安全確認等を行う者を必要数配置すること。

(作業中の安全対策等)

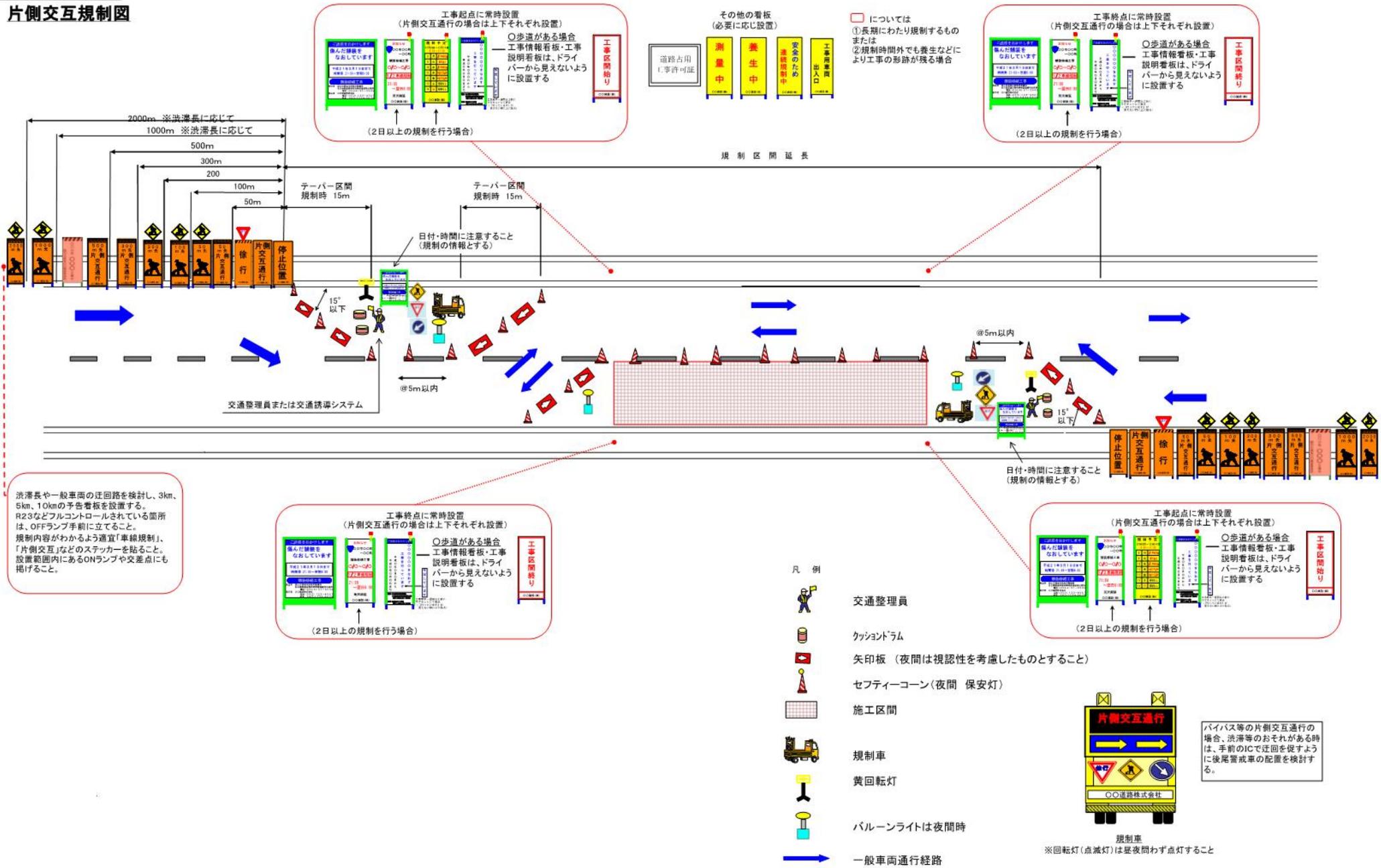
- 5 造林事業請負標準仕様書第 5 条に基づき、安全確保を行うこと。
- 6 その他作業中の安全対策等については、次のとおり。
 - (1) 通行規制時の、看板等の設置については交通規制の表示を行うほか、通行の安全確保を行うこととし、道路規制標準図を基に設置するものとする。

※1 交通誘導員 A：警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は、二級検定合格警備員。

※2 交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事する者。

13 標準規制図(1) 片側交互規制図

片側交互規制図



位置図

三重県南牟婁郡御浜町

七里御浜国有林

1/20,000



879と

七里御浜
(市木松原)
879

- い (A6a4xii)
- い (A6a5xii)
- ろ (A6a6xii)
- ろ (A6a7xii)
- ろ (A6a8xii)
- ろ (A6a9xii)
- ろ (A6a10xii)
- ろ (A6a11xii)
- ろ (A6a12xii)
- ろ (A6a13xii)
- ろ (A6a14xii)
- ろ (A6a15xii)
- ろ (A6a16xii)
- ろ (A6a17xii)
- ろ (A6a18xii)
- ろ (A6a19xii)
- ろ (A6a20xii)
- ろ (A6a21xii)
- ろ (A6a22xii)
- ろ (A6a23xii)
- ろ (A6a24xii)
- ろ (A6a25xii)
- ろ (A6a26xii)
- ろ (A6a27xii)
- ろ (A6a28xii)
- ろ (A6a29xii)
- ろ (A6a30xii)
- ろ (A6a31xii)
- ろ (A6a32xii)
- ろ (A6a33xii)
- ろ (A6a34xii)
- ろ (A6a35xii)
- ろ (A6a36xii)
- ろ (A6a37xii)
- ろ (A6a38xii)
- ろ (A6a39xii)
- ろ (A6a40xii)
- ろ (A6a41xii)
- ろ (A6a42xii)
- ろ (A6a43xii)
- ろ (A6a44xii)
- ろ (A6a45xii)
- ろ (A6a46xii)
- ろ (A6a47xii)
- ろ (A6a48xii)
- ろ (A6a49xii)
- ろ (A6a50xii)
- ろ (A6a51xii)
- ろ (A6a52xii)
- ろ (A6a53xii)
- ろ (A6a54xii)
- ろ (A6a55xii)
- ろ (A6a56xii)
- ろ (A6a57xii)
- ろ (A6a58xii)
- ろ (A6a59xii)
- ろ (A6a60xii)
- ろ (A6a61xii)
- ろ (A6a62xii)
- ろ (A6a63xii)
- ろ (A6a64xii)
- ろ (A6a65xii)
- ろ (A6a66xii)
- ろ (A6a67xii)
- ろ (A6a68xii)
- ろ (A6a69xii)
- ろ (A6a70xii)
- ろ (A6a71xii)
- ろ (A6a72xii)
- ろ (A6a73xii)
- ろ (A6a74xii)
- ろ (A6a75xii)
- ろ (A6a76xii)
- ろ (A6a77xii)
- ろ (A6a78xii)
- ろ (A6a79xii)
- ろ (A6a80xii)
- ろ (A6a81xii)
- ろ (A6a82xii)
- ろ (A6a83xii)
- ろ (A6a84xii)
- ろ (A6a85xii)
- ろ (A6a86xii)
- ろ (A6a87xii)
- ろ (A6a88xii)
- ろ (A6a89xii)
- ろ (A6a90xii)
- ろ (A6a91xii)
- ろ (A6a92xii)
- ろ (A6a93xii)
- ろ (A6a94xii)
- ろ (A6a95xii)
- ろ (A6a96xii)
- ろ (A6a97xii)
- ろ (A6a98xii)
- ろ (A6a99xii)
- ろ (A6a100xii)

七里御浜
(阿田和松原)
880

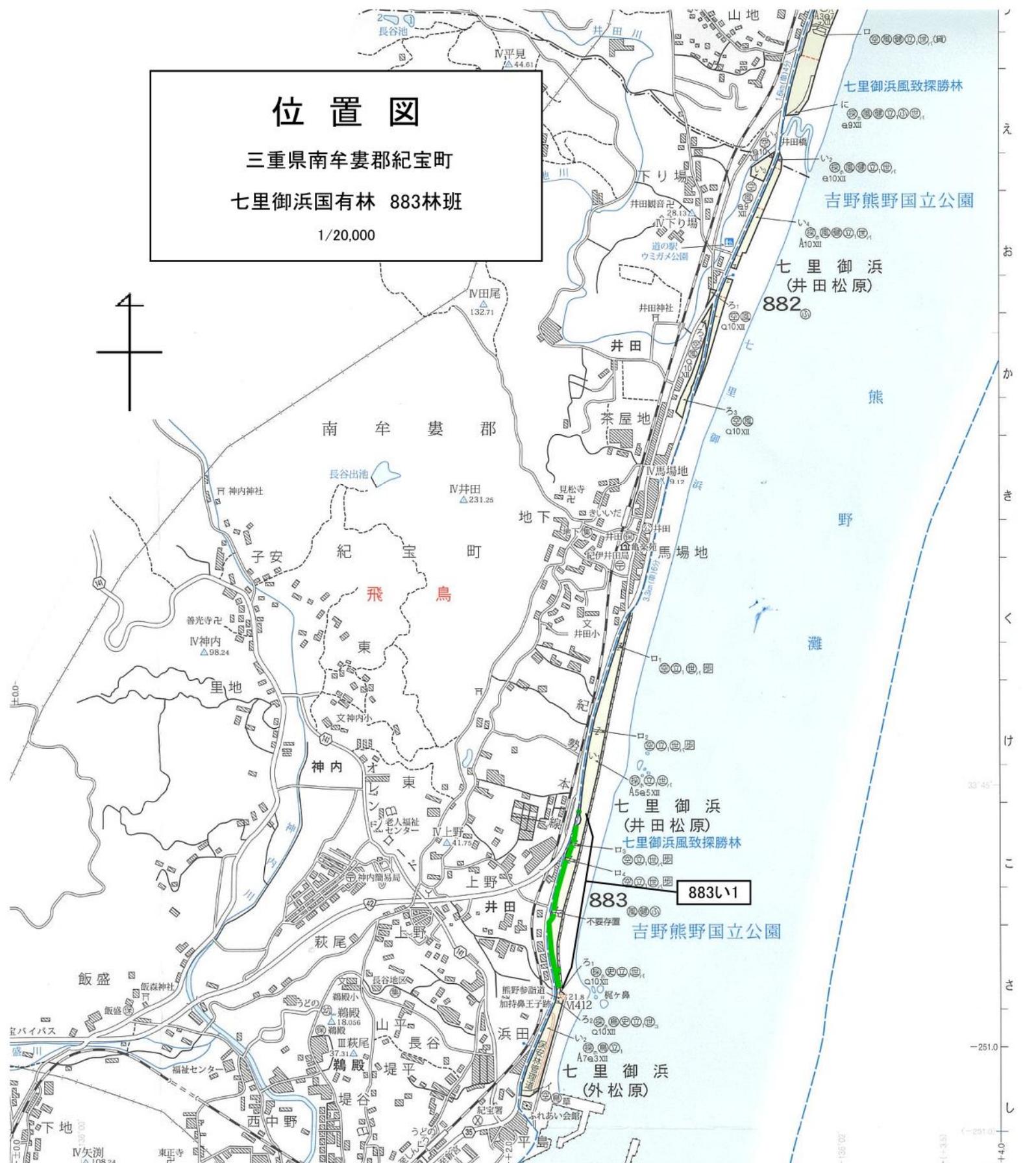
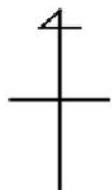
880い

凡例
修景作業

位置図

三重県南牟婁郡紀宝町
七里御浜国有林 883林班

1/20,000



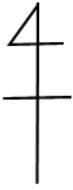
凡例	
修景作業	

位置図

七里御浜国有林

879林班

1/5,000



黄841~863

壺ノ池

重 県

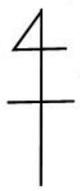
牟婁郡

御浜町

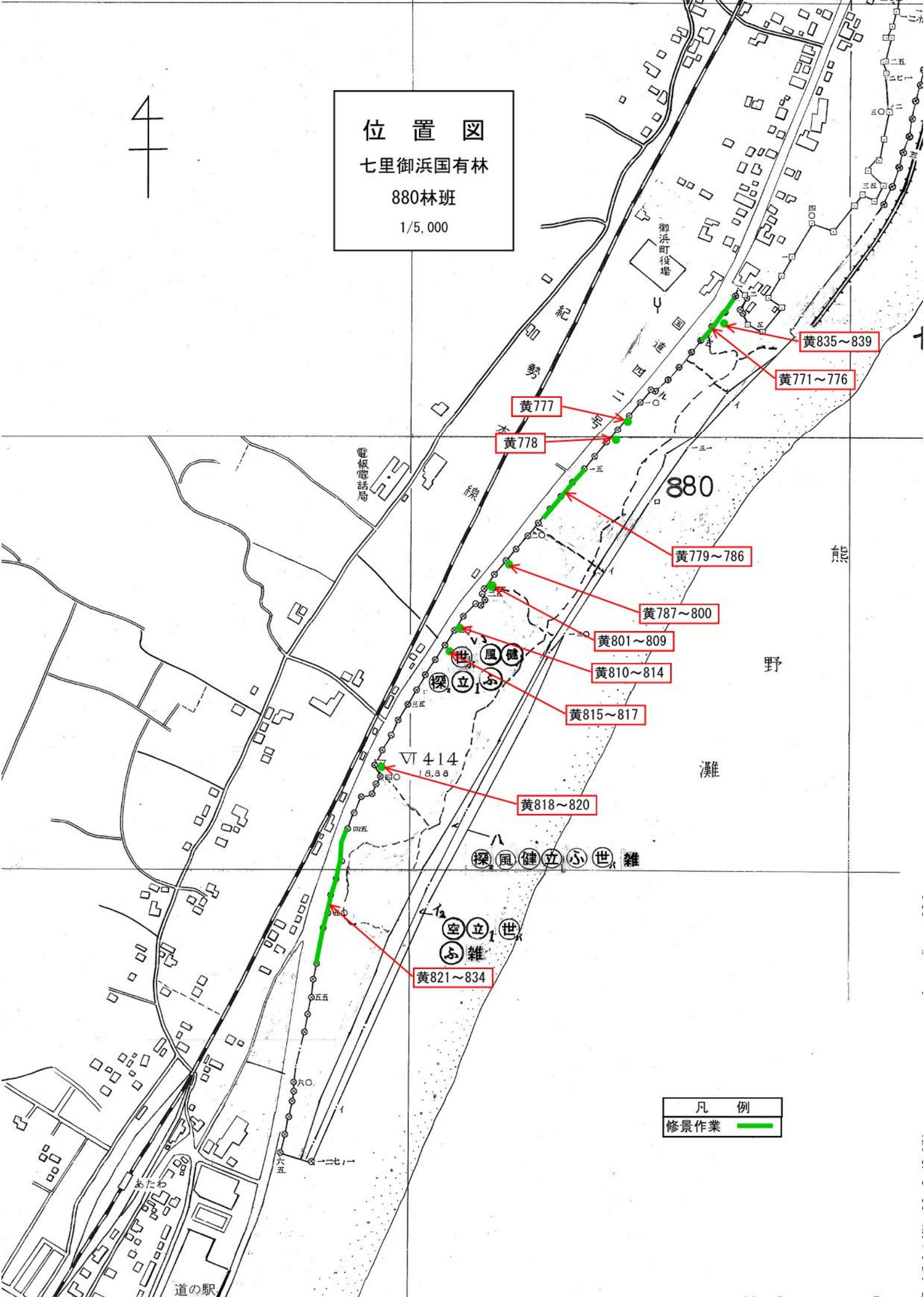
879

凡 例	
修景作業	

七 里 御 浜



位置図
七里御浜国有林
880林班
1/5,000



凡例
修景作業 

現況写真

七里御浜国有林879と林小班



七里御浜国有林879と林小班



七里御浜国有林879と林小班



七里御浜国有林879と林小班



七里御浜国有林880い林小班



七里御浜国有林880い林小班



七里御浜国有林880い林小班



七里御浜国有林880い林小班



七里御浜国有林880い林小班



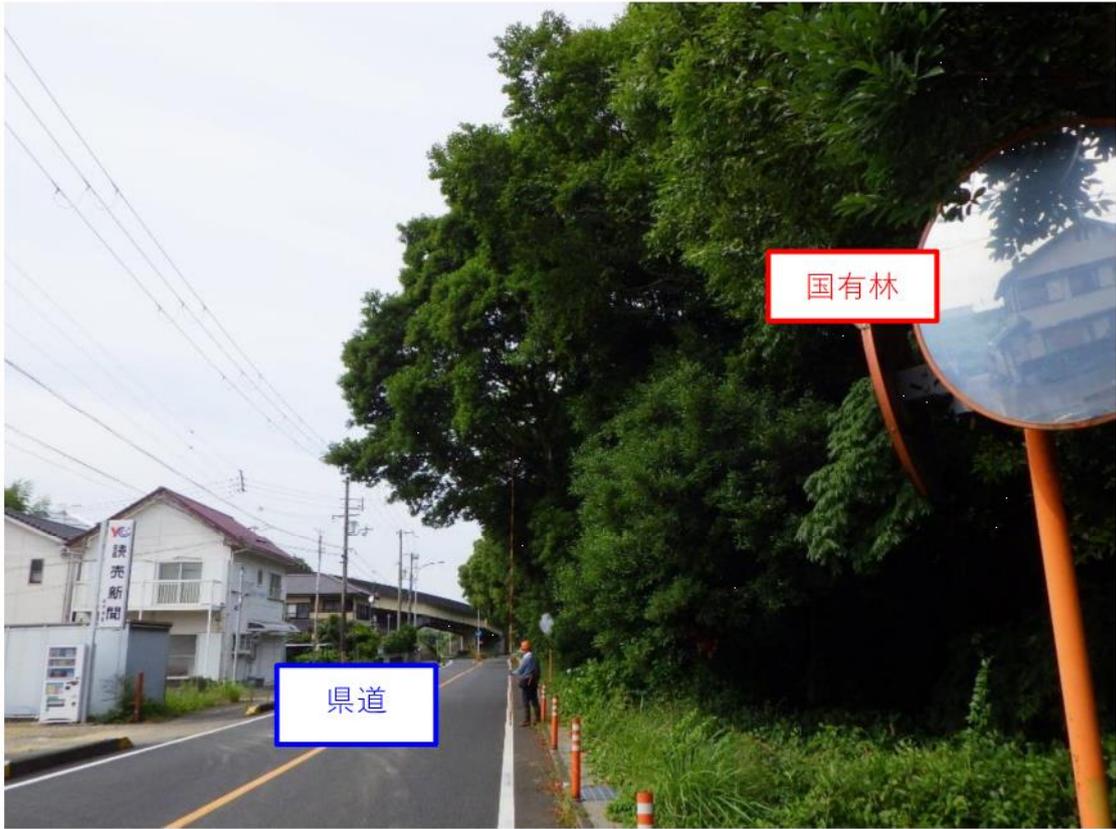
七里御浜国有林883い1林小班



七里御浜国有林883い1林小班



七里御浜国有林883い1林小班



七里御浜国有林883い1林小班



七里御浜国有林883い1林小班



(別紙)契約情報の公表様式

令和7年度 請負事業の契約条件等

三重森林管理署

事業名 : 七里御浜国有林879と林小班外修景作業

作業種	国有林	林小班	実行数量 本数(本)	作業期間	林分条件		作業条件			通勤起点
					傾斜	植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	
修景作業 (枝の伐採)	七里御浜	879と	23本	契約締結日の翌日 ~ 令和8年3月13日 ※	易 100%	易 100%	人力・機械	6.6	10	御浜町役場
		880い	62本		易 100%	易 100%		0.8	4	
		883い1	70本		易 100%	易 100%		4.4	10	紀宝町役場
計			155本							
修景作業 (立木の伐採)	七里御浜	880い	7本	契約締結日の翌日 ~ 令和8年3月13日 ※	易43% 中57%	易43% 中57%	人力・機械	0.4	2	御浜町役場
		883い1	2本		易 100%	易 100%		3.4	8	紀宝町役場
計			9本							

※ 公道によっては道路管理者において通行規制を認められない工事抑制期間が設定されているため、公道の通行規制が必要な作業を行う場合は、この抑制期間に留意のうえ、作業を完了させること。